

昭和56年以前 の 木造住宅

無料耐震診断

中野区では、要件を満たす建築物に無料で「耐震診断士^{※1}」を派遣致します。

大地震時に、自分自身や家族の命を守るためには、地震に対して自分の家が安全かどうか、耐震診断を行い現状を把握することがとても大切です。

首都直下地震が30年以内に発生する確率が70%と推定されています。また、建築物の耐震基準は昭和56(1981)年を境に大きく変わりました。

建築物は安心して生活できるよう、地震に対して十分な耐力をもたせることが必要です。まずは、簡易耐震診断にて自分の家の安全性を確かめてみましょう。



※1「耐震診断士」とは、区による耐震診断に関する講習及び筆記考査を受けた後、区長による耐震診断士認定書の交付を受けた方です。(HPにて公開しております)

■耐震診断士派遣の要件

🏠 建物に関する要件

- 昭和56(1981)年5月31日以前に着工されたもの（以降の増築があった場合は対象外）
- 一戸建の住宅、長屋又は共同住宅（兼用住宅を含む）
- 地上2階建以下の木造在来工法のもの（地階があるもの、3階建ては対象外）
- 過去に中野区の耐震診断を受けたことがないこと

👤 申請者に関する要件

- 該当建築物の所有者であること（法人は除く。区分所有等の場合は代表者の方）
- 住民税及び固定資産税等の滞納がないこと

■申込時に提出するもの

📄 提出書類と確認内容

- 固定資産税納税通知書 または 建物の全部事項証明書 等
（建築年度、所有者の確認が可能な資料）

🏠 建物が長屋または共同住宅の場合

- 入居者の同意書

👥 建物が共同所有の場合

- 共有者の同意書

👤 代理の方がお手続きされる場合

- 委任状（所有者の押印のあるもの）

? その他

その他状況に応じて提出書類が異なりますので、申込の前にお問い合わせください。

💡 各同意書・委任状について



各同意書、委任状の書式は窓口
またはHPより入手可能です

■診断時に用意するもの

- 印鑑（スタンプ型印鑑不可、印鑑はすべて同一の物をご使用ください）
- 上記「申込時に提出するもの」の「提出書類と確認内容」の書類
（現地でも内容確認のために拝見します）

悪質な点検商法にご注意を！

「無料で耐震診断をする」と訪問し、「工事をしないと危険」などと危機感をあおって高額な工事契約を迫る、いわゆる「点検商法」の被害が増えています。

皆さんのお宅に伺う木造住宅耐震診断士は、必ず区の発行した登録証を携帯しています。

また、派遣の際には、区より事前に通知させていただきます。

「この業者は……？」と不安に感じたときは下記へご相談下さい。

中野区消費生活センター

相談受付電話番号：03-3228-5438（中野区4-11-19 中野区役所4階）

相談受付日時：平日 午前9時30分～午後4時

■中野区の無料耐震診断

区登録の耐震診断士が無料でお伺いし、建物内外の調査を行います。(原則全部屋の立入調査を行います)

1. 簡易耐震診断（無料）

耐震性に不安のある在来木造住宅を対象とし、耐震診断士が訪問して「わが家の耐震診断」を基に簡易診断表を作成します。

「わが家の耐震診断」はご自身にて診断を行えるように作成されたものですが、区にお申込みいただくと、区登録の「耐震診断士」を派遣致します。

2. 耐震診断（無料）

簡易耐震診断の総合評点が1.0未満の建築物は、耐震診断をお申込みいただけます。(簡易診断時にその場でお申込み可能です)

耐震診断士が再度訪問し、さらに詳しく診断を行います。原則建物を傷めない範囲で調査を行います。床下や天井裏等の隠ぺい部を確認するために必要な場合は事前相談の上、壁や天井等の一部を撤去する場合があります。診断に係る費用は無料ですが、撤去した部分の復旧費用は自己負担となります。

その後、一般耐震診断報告書・耐震補強工事概算書の作成を行い、内容説明に伺います。

診断結果の判定

耐震診断では、建築物の安全性を以下の4段階で評価します。

総合評価	判定	今後の対策
1.5以上	 安全だと思われます	
1.0以上 1.5未満	 一応安全だと思われます	専門家による診断を受ければなお安心です
0.7以上 1.0未満	 やや危険と思われます	専門家による診断を受けて下さい
0.7未満	 倒壊または大破壊の危険があると思われます	ぜひ専門家と相談して下さい

3. 総合評価1.0未満となった場合

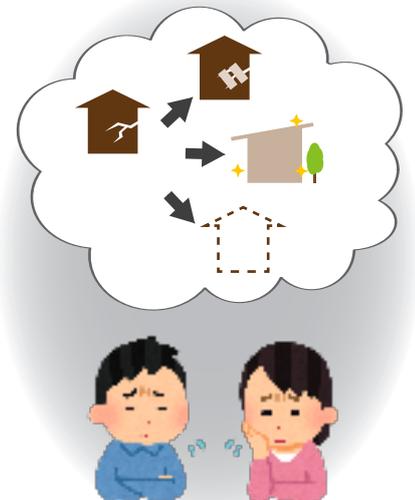
あなたの生命と財産を地震から守るため、建替えや耐震改修工事を早急に行う事が重要です。

建物の建替え・除却・耐震補強をお考えの方へは、別途「木造住宅建替え等助成」または「木造住宅耐震補強助成」の制度がご利用いただけます。

詳しくはHPまたは当該事業のパンフレットをご確認ください。

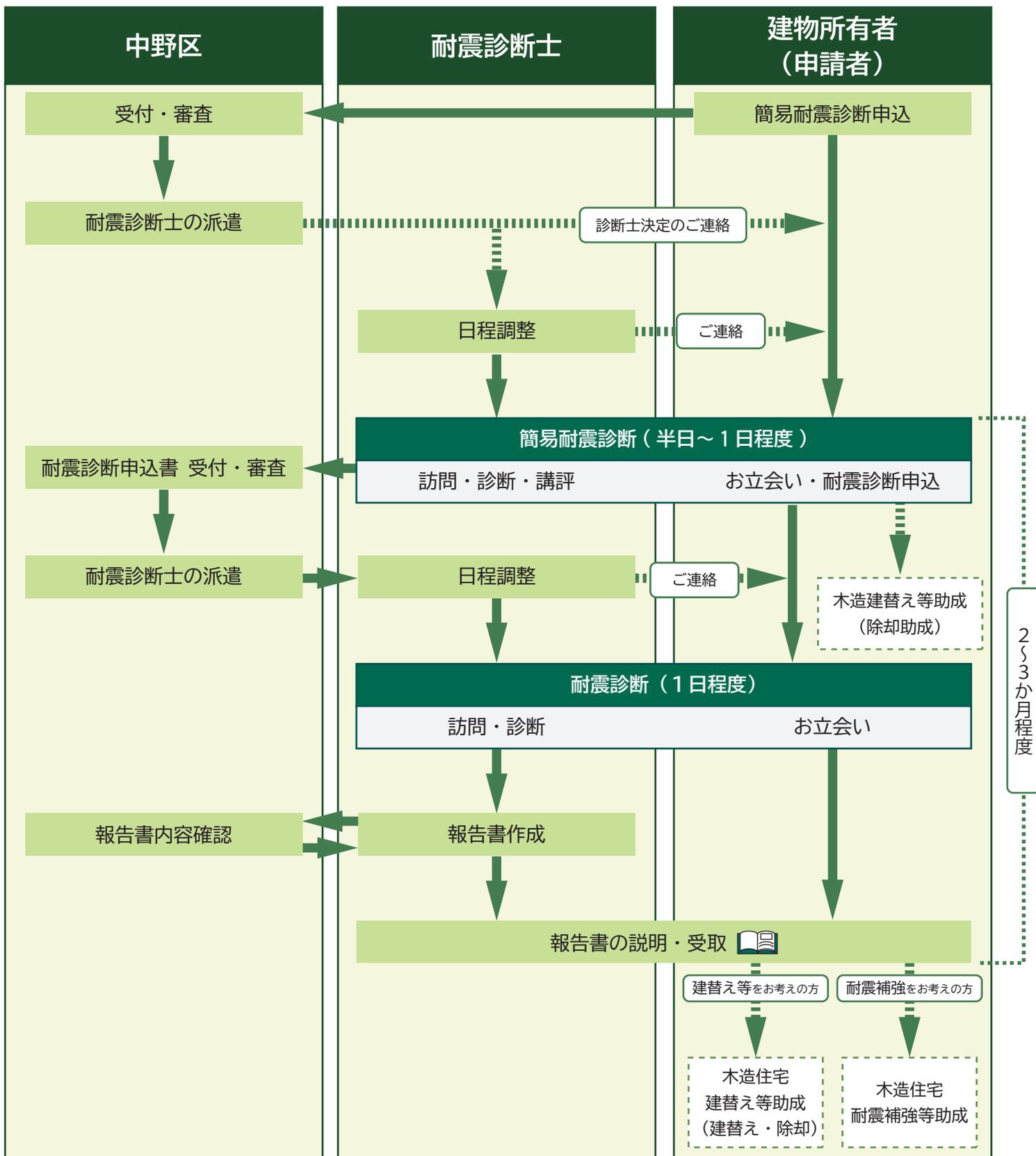
また区民の方々が安心して工事を行えるよう、区に登録されている「耐震改修施工者※2」をHPで公開しております。

耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられることがありますので、詳しくは都税事務所までお問合せください。



※2「耐震改修施工者」とは、区による耐震改修工事に関する講習を受けた後、区長による耐震改修施工者登録証の交付を受けた方です。

■耐震診断の流れ



※中野区木造住宅耐震診断事業実施要綱 要綱48号 2004年3月31日

問い合わせ先

中野区 都市基盤部 建築課 耐震化促進係 (区役所9階)

住所：東京都中野区中野4-11-19

電話番号：03-3228-5576 FAX：03-3228-5668

メール：kentiku@city.tokyo-nakano.lg.jp